

基本目標 4

自然と共生する美しいまち

【環境保全】



《基本施策》

1. 自然環境保全の推進
2. 循環型社会の形成
3. 緑豊かなまちづくりの推進
4. 治山・治水の推進

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



現状と課題



- わが国では、気候変動の影響により、農作物の不作や水産物の不漁、災害・異常気象の増加、熱中症・感染症の広がり等が顕在化しています。国は、平成30年(2018年)6月に「気候変動適応法」を定め、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策を推進していることから、本町でも国や岡山県と連携し、必要な適応策や情報収集・発信を進める必要があります。
- 国は、令和3年(2021年)10月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガスの削減目標を「令和12年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比で46.0%減、令和32年(2050年)までに排出量ゼロとする」目標を示しました。
- 地球温暖化対策のためのグリーントランスフォーメーション(GX)の取組みが世界中で進められており、本町でも対策が必要となっています。令和6年度(2024年度)に「里庄町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、また、同計画(事務事業編)を改訂し、引き続き町としての温暖化に対する取組みを定めています。今後はこの計画に基づき、温暖化対策の必要性を町民に周知していく必要があります。
- 自然環境の保全については、農地保有者及び生産者の高齢化が進み、農地の保全管理が難しくなっています。そのため、荒廃農地等が増加しており、農地の集積・集約化が求められています。また、草刈り等を請け負う里庄町シルバー人材センターの会員の高齢化が進み、会員数が減少傾向にあるため、対応策を検討する必要があります。

基本方針

脱炭素社会^{*}の実現に向けて、町民・企業・行政等が協働して温室効果ガスの排出抑制に取り組むため、各家庭や事業者に対する周知啓発を推進するとともに、町を一事業者として捉え、地球温暖化防止のための率先行動に努めます。また、気候変動による影響への効果的な適応策を広域連携により推進します。

大気汚染や水質汚濁等の各種公害発生未然防止に努め、事業所に対する監視・指導監督等に努めます。

評価指標

指標	現状値	目標値
温室効果ガス排出量	986t-CO2(令和5年度)	915t-CO2(令和11年度)

個 別 施 策

(1) 地球温暖化対策の推進

地球環境問題について、子どもから大人まで幅広く啓発を図るため、出前講座の実施や環境の大切さを学ぶ環境学習・体験活動を推進します。また、各家庭に対する環境にやさしいライフスタイルの啓発や、環境負荷の少ない事業活動の普及を図ります。

エネルギー消費性能の優れた建築物の普及や省エネルギーにつながる技術の導入・利用促進、再生可能エネルギーの普及促進に取り組みます。

地球温暖化対策の実践がまち全体に波及するよう、一事業者である町の責務として「ノー残業デー」や「ノーマイカーデー」の実施、不要箇所の消灯、施設のLED照明の導入、不要文書の裏面利用を行う等、率先して省資源・省エネルギーに取り組み、「里庄町地球温暖化対策実行計画」に掲げる事業を着実に実行していきます。

【主な取り組み】

◆環境学習の推進

◆身近な地球温暖化対策の推進

◆「里庄町地球温暖化対策実行計画」の着実な実行

(2) 自動車排ガス対策の推進

家庭や事業者から排出される温室効果ガスの中で、大きな割合を占める自動車の排ガスについて、低公害車の導入やアイドリングストップ*をはじめとしたエコドライブ*、公共交通機関等の利用促進の周知啓発に努め、自動車の排ガス抑制を図ります。

環境負荷の小さい鉄道等の公共交通機関や自転車の利用促進により、二酸化炭素や大気汚染物質等の排出を抑制します。

【主な取り組み】

◆低公害車の導入・エコドライブの啓発

◆公共交通機関等の利用促進

(3) 公害防止対策の推進

河川等公共用水域の水質汚濁の主な原因は生活排水であるため、町民の理解と協力を得ながら、計画的な公共下水道の整備と適正な維持管理による健全な運営を図るとともに、公共下水道の計画区域外については浄化槽の普及促進に努めます。

事業所からの排水については、岡山県や関係機関との連携を強化し、適正な処理方法を指導します。

町内を流れる里見川、新庄川及び井溝川の定期的な水質検査を行い、河川の水質保全に努めます。

町は、岡山県や関係機関との密接な連携を図り、騒音規制法や振動規制法、悪臭防止法等の各種法規制や「岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準」の遵守・指導を行います。

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダント*対策として、工場等への指導・監視に努めます。また、岡山県の定める大気汚染防止夏期対策期間においてオキシダント注意報や警報が発令された際には、「里庄町大気汚染緊急時対策実施要領」に基づき、ホームページ等各種広報媒体により速やかに周知します。

【主な取組み】

◆水質汚濁の防止

◆大気汚染の防止

◆騒音・振動及び悪臭の防止

(4) 吸収源対策の推進

温室効果ガスである二酸化炭素を吸収する役割を果たす森林の保全を図るため、森林環境譲与税を有効に活用しながら、「里庄町森林整備計画」に沿って適正な森林環境の保全に取り組みます。

【主な取組み】

◆森林環境の保全

◆森林の適正な管理

【関連計画】

●里庄町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

●里庄町森林整備計画

現状と課題



- ごみの減量と再資源化については、資源ごみの分別収集に加えて、町内3箇所にある資源物のストックヤードの設置により、リサイクルが進んでいますが、将来的に一時保管場所の容量不足が懸念されることから、新たな一時保管場所の確保を検討する必要があります。
- 使用済小型家電の回収についても制度が広く周知され、多くの小型家電のリサイクルが進んでいます。
- ごみの問題については、家庭からの排出量を減少させる必要があるため、削減可能な生ごみ(食品ロス)や、資源化可能なごみの削減及び分別の徹底を呼びかける必要があります。
- プラスチック資源循環を一層推進する重要性が高まっていることから、令和7年(2025年)12月から、現在分別収集しているプラスチック製容器包装に加えて、プラスチック製品全般の分別収集と再商品化に取り組むよう準備を進めています。
- 3市2町で構成する岡山県西部衛生施設組合により、井原市に建設された井笠広域一般廃棄物埋立処分場が令和4年(2022年)3月に供用開始されています。また、同組合により町内に建設中の井笠広域里庄清掃工場が令和8年(2026年)4月から供用開始する予定です。さらに、町内にごみの焼却で発生する熱を利用した屋内型温水プール等を兼ね備えた広域連携拠点施設(熱利用施設)を令和8年(2026年)4月からの本格稼働を目指して建設中です。
- 町内一斉クリーン作戦を毎年11月の第4週の日曜日に実施し、町内の環境美化と意識啓発に努めています。また、毎年、小学4年生を対象としたごみの環境学習をごみ収集委託業者と連携して実施しているほか、小学3・4年生を対象とした「ごみ減量化・リサイクル」ポスターコンクールを実施しています。

基本方針

「里庄町一般廃棄物処理基本計画」に定めるごみの排出量やリサイクル率等の目標値を達成するため、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を自覚し、協働して4R^{*}を推進します。

また、ごみ処理施設の維持管理やごみ処理体制の最適化等、ごみの適正処理に努めます。

評価指標

指標	現状値	目標値
家庭系ごみ一人一日平均排出量(集団資源回収除く)※1	606.3g/人・日(令和5年度)	578.3g/人・日(令和11年度)
事業系ごみ一日平均排出量※2	1.62t/日(令和5年度)	1.61t/日(令和11年度)
ごみ総排出量一人一日平均排出量(集団資源回収含む)※3	761.8g/人・日(令和5年度)	737.5g/人・日(令和11年度)
リサイクル率※4	13.5%(令和5年度)	16.6%(令和11年度)
最終処分量	283t/年(令和5年度)	254t/年(令和11年度)
生活排水処理率※5	72.4%(令和5年度)	74.0%(令和11年度)

※1 家庭系ごみ排出量÷365日÷行政区域内人口

※2 事業系ごみ排出量÷365日

※3 ごみ総排出量÷365日÷行政区域内人口

※4 リサイクル量÷総ごみ排出量×100

※5 (公共下水道使用人口+合併処理浄化槽使用人口)÷行政区域内人口×100

個別施策

(1) 廃棄物の減量と資源の有効活用

ごみの発生を抑え資源を有効に活用する4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)の実践を推進します。また、家庭用生ごみ処理機器等の購入費用の一部助成を継続し、利用を促進することで、家庭ごみの発生抑制を図ります。

不用な家具や電化製品、子育て用品、衣類等の再使用を促進します。また、資源ごみの分別収集や集団資源回収、使用済小型家電リサイクルへの協力を呼びかけ、限りある資源を有効に活用し、リサイクル率の向上を図ります。

広報紙、ホームページ、ケーブルテレビによる広報活動、出前講座や環境学習等様々な機会を通して、ごみ問題に関する情報提供や啓発を行い、町民意識の高揚を図ります。

【主な取組み】

◆ごみの減量と再資源化の推進

◆家庭用生ごみ処理機器の利用促進

◆ごみ問題に対する町民意識の高揚

(2) 廃棄物・リサイクル対策の推進

岡山県西部衛生施設組合と協働し、令和8年(2026年)4月から供用開始される井笠広域里庄清掃工場の適切な維持管理による安定的な稼働に努めます。効率的な収集運搬を行うための収集運搬体制の適正化に努めるとともに、関係機関と連携して不法投棄防止のための監視や啓発を行います。

環境衛生委員で組織する里庄町環境衛生協議会が中心となり、リサイクルの推進や町内一斉クリーン作戦での地域清掃を実施することにより、循環型社会の形成や環境美化の意識啓発に努めます。

子どもの頃から環境意識を定着させるため、ごみ収集委託業者と連携し、環境学習や「ごみ減量化・リサイクル」ポスターコンクールを実施し、環境意識の向上を図ります。

現在分別収集しているプラスチック製容器包装に加えて、プラスチック製品全般の分別収集と再商品化に取り組むことにより、持続可能な社会の実現に貢献します。

【主な取組み】

- ◆ごみ処理施設の整備と適正管理
- ◆不法投棄の防止
- ◆町民・事業者との協働による地域の環境美化やリサイクルの推進
- ◆「ごみ減量化・リサイクル」ポスターコンクールの実施

(3) 生活排水処理対策の推進

河川等の公共用水域の環境保全を図るため、公共下水道や浄化槽の整備を行い、水洗化の普及を促進します。

下水道の計画区域の見直しを行い、効率的に下水道整備を進めます。下水道が供用開始になった地域の未接続世帯を訪問し、接続を促すことにより水洗化を推進します。「里庄町公共下水道事業計画」区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置希望者に対し補助を行い、生活排水処理の対策や普及促進を図ります。

【主な取組み】

- ◆生活排水処理対策の推進
- ◆合併処理浄化槽設置への補助
- ◆下水道の整備

【関連計画】

- 里庄町一般廃棄物処理基本計画
- 里庄町災害廃棄物処理計画
- 里庄町分別収集計画
- 里庄町公共下水道全体計画
- 里庄町公共下水道事業計画

現状と課題



- 公園・緑地は、レクリエーションの場としてだけでなく、環境保全、景観形成、災害発生時の延焼防止帯や避難の場となる等、日常生活から切り離すことのできない場所となっています。
- つばきの丘運動公園ではアダプト推進事業等により、町民と協働で施設の維持管理を行っています。
- 緑化推進については、年2回約1万6千本の花の苗を分館や公共施設に植える花いっぱい運動を実施し、緑豊かな自然を守り育てるまちづくりを推進しています。花いっぱい運動は環境美化の側面だけではなく、この運動をきっかけに分館でコミュニティの輪が広がることを目指して実施しています。分館の協働意欲の醸成を図り、行政主導ではなく、分館が自主的に創意工夫して運動に取り組むことが求められています。
- 今後も緑豊かなまちづくりを推進していくため、花いっぱい運動の運営方法や分館の参加方法の改善を図りながら、継続していく必要があります。

基本方針

自然環境や生態系の保全に努めます。
 自然とのふれあいや健康促進の場としてつばきの丘運動公園の利用促進に努めます。
 緑豊かなまちづくりを推進していくため、地域と行政とが連携し、花いっぱい運動に継続して取り組むとともに、運営方法を検討します。

評価指標

指標	現状値	目標値
花いっぱい運動参加分館割合	78.4%(令和5年度)	80.0%(令和11年度)
つばきの丘運動公園の来園者数	31,599人(令和5年度)	37,000人(令和11年度)

個別施策

(1) 自然環境の保全

山林や農地は、生産の場であるとともに、様々な生物の生態系を支える重要な自然環境であり、適正に保全する必要があることから、山林等の計画的な管理や農地の保全部管理を呼びかけ、耕作放棄地の解消を図る等、今後も適正な保全活動に取り組みます。

耕作放棄地や遊休農地等の対応として、耕作放棄地所有者への草刈り依頼や自走式草刈機等の利用料補助を行うとともに、農地の集積・集約化を図るため、農地所有者、生産者等と協議して農地中間管理機構による利用権設定の手続きを推進していきます。

二級河川*里見川や干瓜川等の保全に取り組み、水生生物を保護・保全するとともに、水とのふれあい空間の創造を図ります。また、アダプト推進事業による町民との協働により施設の環境整備・美化に引き続き努めます。

【主な取り組み】

◆自走式草刈機等の利用料への補助
◆水辺環境の保全と活用

◆アダプト推進事業の実施

(2) 緑地の利用促進と管理

町民の健康づくりや町内外のスポーツの交流拠点であるつばきの丘運動公園の利用を促進し、適正な管理に努めます。

コミュニティ広場は、安心して利用できるよう、定期的な遊具の安全点検等を実施し、地域の協力を得ながら適正な維持管理に努めます。

【主な取り組み】

◆つばきの丘運動公園の利用促進

◆コミュニティ広場の適正な維持管理

(3) 花いっぱい運動の推進と事業改善

分館や幼稚園・小学校・中学校・企業等との連携を図りながら、公共空間の美化活動を促進し、花と緑があふれる美しいまちづくりを展開します。

花いっぱい運動に分館が継続して参加しやすい運営方法や参加方法を検討します。

公共施設については、管理のしやすい花を植える等の運営方法を検討しながら、継続して活動が続けられる環境を構築していきます。

【主な取り組み】

◆花いっぱい運動の推進

現状と課題



- 近年、全国各地で局地的な豪雨のため、河川の氾濫や堤防の決壊、土砂災害等による甚大な被害が発生しています。今後も豪雨や台風等により、急激な増水や災害が発生する可能性が高く、対策が急務となっています。
- 防災重点ため池ハザードマップの作成は、令和7年度(2025年度)に完了する予定です。
- 緊急自然災害防止対策事業として、令和2年度(2020年度)から池田用水路の改修を行い、令和6年度(2024年度)には、JR山陽本線沿いの手ノ際地区から浅口市境までの区間の改修が完了しています。
- 倒木の可能性がある危険木等の伐倒を計画的に行い、森林環境の保全及び公益的機能の維持に努める必要があります。

基本方針

治水対策のうち施設整備については、点検や診断の結果を精査したうえで計画的な改修に取り組みます。

また、災害の防止等、森林の公益的機能を維持するため、下草刈りや不要木の伐倒等による森林環境の整備に計画的に取り組みます。

個別施策

(1) 治山・治水対策の推進

山地の崩壊による災害を防止するため、林地災害防止事業等を活用して危険度の高い箇所を順次整備します。

倒木の危険がある林道沿いの枯れ松の伐倒を行い、その後は下草刈りや不要木の伐倒処理を行う森林再生事業等に移行し、森林環境の整備に努めます。

また、森林整備促進のため森林環境譲与税を活用し、公共施設への木製品導入等を進めます。

河川や水路の日常管理を実施し、災害の未然防止に努めます。また、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所について定期点検を実施し、安全確保に努めます。

水利施設として必要なため池については、ため池一斉点検の結果及び防災重点ため池の指定等を考慮したうえで、整備計画を作成するとともに、効果的・効率的な改修を推進します。

また、緊急時には安全に避難ができるよう防災重点ため池ハザードマップの作成を令和7年度(2025年度)に完了させるとともに、周知を行います。

【主な取組み】

◆治山対策の推進

◆河川・砂防等の整備促進

◆老朽ため池等の改修